

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

(1) 平成26年度

特別区人事委員会の勧告等のとおり、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均809円（0.20%）

給料 686円

はね返り 123円

1 任用資格基準及び係長職以上の職責の高まり等を考慮した上上げを行う。

2 類初任給については、国の状況及び民間事業所の動向を総合的に勘案し、上上げを行わない。

(2) 平成27年度以降

特別区人事委員会の勧告等のとおり、地域手当の支給割合の上上げ（18%
20%）に伴い、給料月額を同率程度引き下げる。

国の初任給との均衡及び人材確保の観点から、類初任給までの号給等について引下げを行わないこととし、これらの号給付近の号給等については引下げを緩和する。

2 諸手当の改定

(1) 地域手当の上上げ

地域手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

18% 20%

(2) 単身赴任手当の上上げ等

ア 単身赴任手当の基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の距離の区分に応じ加算される限度額を引き上げる。

基礎額：2万円 3万円

加算限度額：7,000円 1万4,000円

イ 単身赴任手当の支給対象に再任用職員を加える。

幼稚園教育職員の給与に関する条例には、該当規定なし

(3) 管理職員特別勤務手当の改定

災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合の管理職員特別勤務手当を次のとおり新設する。

- ・ 職員 勤務1回につき 6,000円
- ・ 幼稚園教育職員 勤務1回につき 5,000円

(4) 勤勉手当の引上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	平成26年度(案)	平成27年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以 外 の 職 員	0.675 (年間:1.35)	0.925 (+0.25) (年間:1.60)	0.800 (+0.125) (年間:1.60)
	管 理 職 員	0.875 (年間:1.75)	1.125 (+0.25) (年間:2.00)	1.000 (+0.125) (年間:2.00)
再任用職員	管 理 職 員 以 外 の 職 員	0.325 (年間:0.65)	0.425 (+0.10) (年間:0.75)	0.375 (+0.050) (年間:0.75)
	管 理 職 員	0.425 (年間:0.85)	0.525 (+0.10) (年間:0.95)	0.475 (+0.050) (年間:0.95)

平成26年度分の引上げは、12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・ 再任用職員以外の職員 3.95月 4.20月 (+0.25月)
- ・ 再任用職員 2.10月 2.20月 (+0.10月)

3 施行期日

- (1) 平成26年度の給料表の改定及び本年12月分の勤勉手当の引上げ
公布の日

平成26年度の給料表の改定は、本年4月1日から適用する。

- (2) 平成27年度の給料表及び勤勉手当、地域手当その他の諸手当の改定
平成27年4月1日